

## 報道資料



令和 2 年 6 月 1 日

**農水産業の個人事業者を対象とした事業継続支援助成金について**  
「新型コロナウイルス感染症対策関連経済対策（第 2 弾）」

本日、6 月 1 日から農水産業の個人事業者を対象とした事業継続支援助成金の受付を開始しました。

今回の助成金は、新型コロナウイルス感染症により事業経営に大きな影響を受けた農水産業の個人事業者の事業継続を支援することを目的に事業継続支援助成金を交付するものです。

## [事業の概要]

新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年 1 月から令和 2 年 6 月までの期間の月売上が前年同月比 30 パーセント以上減少している農水産業の個人事業者で下記の要件を満たす場合に事業継続支援助成金を交付。

## 記

## 1 要件

- (1) 本市の住民基本台帳に記載されていること
- (2) 令和元年以前から、農業等を主たる生業として事業収入を得ていること
- (3) 令和元年の農業等による売上が 200 万円以上であること
- (4) 市税等の滞納がないこと
- (5) 親族等の被扶養者でないこと
- (6) 上天草市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

## 2 助成額

- (1) 売上減少率 50 パーセント以上の場合 20 万円
- (2) 売上減少率 30 パーセント以上 50 パーセント未満の場合 10 万円

## 3 申請期間

令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで



## (連絡先)

経済振興部農林水産課

担当：本田課長、長田主事

電話：0964-26-5516

FAX：0964-56-4972